

亘理町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

亘理町監査委員 澤 井 俊 一

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成30年5月28日（月）～30日（水）の3日間

2 監査の対象

平成29年度における財政援助団体（町が財政援助を行っている団体）の中から団体を抽出し、次のとおり監査を実施した。

- (1) クロワール保育園わたり 1件
私立保育園等運営補助金
(保育園運営事業、障害児保育事業、延長保育事業、地域活動事業)
- (2) 亘理カトリック保育園 1件
私立保育園等運営補助金
(保育園運営事業、障害児保育事業、延長保育事業、地域活動事業)
- (3) 亘理山元商工会 6件
亘理山元商工会運営事業補助金
亘理山元商工会地場産業振興対策事業補助金
亘理山元商工会中心商店街活性化事業補助金
亘理山元商工会亘理支部活性化推進事業補助金
亘理山元商工会特産品販路拡大支援事業補助金
亘理山元商工会小規模企業広域活性化事業補助金
- (4) 吉田西部地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援事業委託料
- (5) 荒浜地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援事業委託料
- (6) 吉田東部地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援事業委託料

3 監査の目的

財政援助団体の出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、財政援助団体に対する所管課の指導監督が適正に行われているかに留意して実施した。

4 監査の方法

監査対象団体から事前に提出を求めた資料に基づき、財政援助団体の代表者等から補助金等に係る事務事業の執行状況等について説明を求め質疑等を行い、監査を実施した。

5 監査の結果

上記財政援助団体の予算の執行及び事務処理については、適正に処理されており、事業は、目的・計画に基づいて執行されていると認められた。

社会福祉法人うえるかむ クロワール保育園わたり

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人うえるかむクロワール保育園わたりの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 私立保育園等運営補助金

① 保育園運営事業	1,086,400円
② 延長保育事業	1,342,000円
③ 障害児保育事業	1,656,000円
④ 地域活動事業	182,500円

2 監査の実施日

平成30年5月28日(月) 午前9時30分から午前10時50分まで

3 実施した監査手続

社会福祉法人うえるかむクロワール保育園わたりの上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 児童福祉の増進を図るため、町以外が運営する保育所のうち児童福祉法に基づく認可を受けた保育所及び家庭的保育事業等を行う者が実施する保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で互理町私立保育園等運営事業費補助金を交付するもの。
- ① 私立保育園における保育の充実と児童福祉の増進を図るための運営費加算事業。
 - ② 勤務形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育園等の通常開園時間を超えた保育を行う事業。
 - ③ 心身に障害を有する幼児を受入れ、一般の幼児とともに集団保育することにより、障害児の機能の伸長と健全な社会性の成長発達を促進し、一般児が幼児期から障害者に対する理解を深め相互協力の精神を養い、障害児の福祉増進を図る事業。
 - ④ 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供等を行うための事業。

2 監査の結果

社会福祉法人うえるかむクロワール保育園わたりの上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

社会福祉法人カトリック児童福祉会 亘理カトリック保育園

第1 監査の概要

1 監査の対象

社会福祉法人カトリック児童福祉会亘理カトリック保育園の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 私立保育園等運営補助金

① 保育園運営事業	939,600円
② 延長保育事業	1,342,000円
③ 障害児保育事業	1,656,000円
④ 地域活動事業	155,000円

2 監査の実施日

平成30年5月28日（月）午後1時30分から午後2時45分まで

3 実施した監査手続

社会福祉法人カトリック児童福祉会亘理カトリック保育園の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、子ども未来課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 児童福祉の増進を図るため、町以外が運営する保育所のうち児童福祉法に基づく認可を受けた保育所及び家庭的保育事業等を行う者が実施する保育事業に要する経費に対し、予算の範囲内で亘理町私立保育園等運営事業費補助金を交付するもの。
- ① 私立保育園における保育の充実と児童福祉の増進を図るための運営費加算事業。
 - ② 勤務形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育園等の通常開園時間を超えた保育を行う事業。
 - ③ 心身に障害を有する幼児を受入れ、一般の幼児とともに集団保育することにより、障害児の機能の伸長と健全な社会性の成長発達を促進し、一般児が幼児期から障害者に対する理解を深め相互協力の精神を養い、障害児の福祉増進を図る事業。
 - ④ 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供等を行うための事業。

2 監査の結果

社会福祉法人カトリック児童福祉会亘理カトリック保育園の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

亘理山元商工会

第1 監査の概要

1 監査の対象

亘理山元商工会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 亘理山元商工会運営事業補助金	7,000,000円
(2) 亘理山元商工会地場産業振興対策事業補助金	1,500,000円
(3) 亘理山元商工会中心商店街活性化事業補助金	700,000円
(4) 亘理山元商工会亘理支部活性化推進事業補助金	1,000,000円
(5) 亘理山元商工会特産品販路拡大支援事業補助金	200,000円
(6) 亘理山元商工会小規模企業広域活性化事業補助金	300,000円

2 監査の実施日

平成30年5月29日（火）午後1時25分から午後3時05分まで

3 実施した監査手続

亘理山元商工会の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、商工観光課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 商工業の総合的な改善発達を図り、地域の活性化及び復興の促進に資するとともに、亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図る。
- (2) 中小商工業者等が独自に開発し製品化した商品を、本町の特産品として町内外に紹介するとともに、地場産業として発展定着すること等により、本町経済の発展と地域活性化の推進を図る。
- (3) 大型店の出店、後継者不足等により疲弊している商店街の多面的な魅力のアピールを図るべく、「わたりトコトン商人まつり」を開催し、地域の活性化及び復興の推進並びに、地域事業者等の持続的発展に資する。
- (4) カレイフェスティバル事業、商店街活性化計画策定事業、小規模事業者持続化支援事業、地域資源ブランド化推進事業及びトレッキングツアーを実施し、地域の活性化に資する。
- (5) 震災の影響による顧客減少、販路縮小など厳しい経営環境であることから、特産品等の詰め合わせ商品の販売を全国へ発信し、消費者へアピールすることにより、地域事業者への販売促進及び販路拡大支援、地場製品のPRを図る。

- (6) 地域資源を活かした新商品の開発並びに販路の開拓、情報発信を行うことにより、「わたり・やまもとブランド」の推進を図るとともに、地域小規模事業者の活性化及び地域産業の振興を図る。

2 監査の結果

亘理山元商工会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

吉田西部地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

吉田西部地区まちづくり協議会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援事業委託料 10,132,000円

2 監査の実施日

平成30年5月29日(火) 午前9時20分から午前11時00分まで

3 実施した監査手続

吉田西部地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進のため、協働のまちづくりに対する町民の意識啓発やその手法の普及啓発と支援を行うとともに、亘理町まちづくり基本条例の普及と、条例に基づく協働のまちづくりの支援を行うことにより、協働のまちづくりの一層の推進を図る。吉田西部地区の住民相互の交流と活動をとおして連帯感を高め、生活環境の保持・改善に務め、地域文化と福祉向上に資するため、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体的に推進している。

地域資源を活用した黒森山・四方山登山や市民農園、運動会や花火教室等では様々な世代の地域住民が参加し交流を図り、地域コミュニティの構築を推進している。

2 監査の結果

吉田西部地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

荒浜地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

荒浜地区まちづくり協議会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援事業委託料 11,405,000円

2 監査の実施日

平成30年5月30日（水）午前9時20分から午前10時50分まで

3 実施した監査手続

荒浜地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進のため、協働のまちづくりに対する町民の意識啓発やその手法の普及啓発と支援を行うとともに、亘理町まちづくり基本条例の普及と、条例に基づく協働のまちづくりの支援を行うことにより、協働のまちづくりの一層の推進を図る。荒浜地区の町民が力を合わせ、地域課題や要望を話し合い、意見をまとめ、地区町民が一体となって地区の特色と個性を活かしたまちづくりを進めることで、コミュニティの充実・強化を図り、地区の課題解決と住みよい活力ある地区の実現を推進している。

2 監査の結果

荒浜地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

吉田東部地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

吉田東部地区まちづくり協議会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援事業委託料 9, 447, 000円

2 監査の実施日

平成30年5月30日（水）午後1時25分から午後2時25分まで

3 実施した監査手続

吉田東部地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、企画財政課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進のため、協働のまちづくりに対する町民の意識啓発やその手法の普及啓発と支援を行うとともに、亘理町まちづくり基本条例の普及と、条例に基づく協働のまちづくりの支援を行うことにより、協働のまちづくりの一層の推進を図る。吉田東部地区の住民相互の交流と活動をとおして連帯感を高め、生活環境の保持・改善に務め、地域文化と福祉向上に資するため、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体的に推進している。

2 監査の結果

吉田東部地区まちづくり協議会の上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。